

「佐渡島の金山」世界遺産会議設置要綱

(設 置)

第1条 世界遺産に登録された「佐渡島の金山」の保存管理及び整備活用並びにその周辺環境の保全を推進するため、「佐渡島の金山」世界遺産会議（以下、「世界遺産会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 世界遺産会議は、次の事項を協議する。

- (1) 資産の保存管理並びに整備活用に関する事項
- (2) 資産の周辺環境の保全に関する事項
- (3) 世界遺産委員会への提出が必要な報告書作成等に関する事項
- (4) その他、必要な事項

(組 織)

第3条 世界遺産会議は、次の者を構成員とする。

新潟県	新潟県知事、観光文化スポーツ部長、佐渡地域振興局長
佐渡市	佐渡市長、観光文化スポーツ部長

2 前項の規定に関わらず、新潟県知事（以下「知事」という。）及び佐渡市長（以下「市長」という。）は、必要に応じて構成員を加えることができる。

(会 議)

第4条 世界遺産会議は、知事又は市長の求めに応じて開催する。

- 2 知事又は市長は、必要に応じ関係者等から意見を聴くことができる。
- 3 知事又は市長は、やむを得ない事情により招集して会議を開催できないときは、書面による会議に代えることができる。

(世界遺産会議作業部会・包括的保存管理計画アクションプラン会議)

第5条 第2条の協議事項に関する詳細な検討を行うため、世界遺産会議作業部会と包括的保存管理計画アクションプラン会議を置く。

- 2 世界遺産会議作業部会の組織、包括的保存管理計画アクションプラン会議の組織、その他必要な事項は、知事が別に定める。

(学術委員会)

第6条 世界遺産会議は、学識経験者等で構成される学術委員会を設置し、専門的・学術的知見による意見を求めることができる。

- 2 前項の学術委員会の設置及び規約は、知事が別に定める。

(事務局)

第7条 世界遺産会議の庶務を処理するため、新潟県観光文化スポーツ部文化課と佐渡市観光文化スポーツ部世界遺産課に事務局を置く

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、世界遺産会議の運営に関し必要な事項は、知事と市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。